

学校体育施設開放事業運営業務委託仕様書

1 総則

(1) この仕様書の位置付け

この仕様書は、千葉市（以下「発注者」という。）が千葉市立学校体育施設開放運営委員会（以下「受注者」という。）に委託する学校体育施設開放事業運営業務を規定するものである。

(2) 目的

千葉市立小中学校において、スポーツ・レクリエーションを行う場として市民に開放し、市民の体力づくり及びコミュニティ活動を図ることを目的としている。

(3) 履行場所

別紙学校一覧のとおり

(4) 利用期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(5) 利用時間

体育館	6：30～21：00
校庭	6：30～17：00
武道場	6：30～21：00

2 委託業務の内容

(1) 開放校における具体的な開放計画の策定（自由開放日等の決定）

学校行事や地域住民を対象とした公益的な活動での使用予定を確認した上で、開放事業における利用可能日時を確定し、年間・月間の利用計画を策定する。小学校については自由開放日時を決定する。

(2) 利用団体の登録

利用相談を受ける際には、利用希望団体が市内在住・在勤・在学のいずれかであり、継続的な利用であり、営利目的の団体でないことの確認を取る。

確認の後、利用団体登録届を交付し、提出を受けた後、利用団体登録済証（団体保管用）を団体に交付する。利用団体登録届（教育委員会提出用）をスポーツ振興課へ提出する。また、学校体育施設利用団体登録報告書（学校提出用）を学校へ提出し、学校体育施設利用団体登録報告書（運営委員会提出用）を保管する。新規団体については可能な限り受け入れを行う。

(3) 登録団体の利用調整

時の範囲内で、利用登録団体へ利用受付の周知を行い、締切後、利用調整会議にて、各登録団体の利用日時を決定する。

特定の団体に利用が偏ることがないようにする。

(4) 学校体育施設利用申請書の受付・許可証の交付

利用を希望する団体の相談を受け、団体から利用申請書の提出を受けた後、運営委員会は利用申請書をスポーツ振興課へ提出し、利用上のルールを明記した学校体育施設利用許可証を団体に交付する。

(5) 自由開放の実施

個人又は団体による自由な軽スポーツを行う場所として、小学校校庭において月3回、1回3時間程度自由開放を実施する。

実施については、学校や掲示物を通じ地域の子どもたちに周知する。

(6) 利用状況の巡視（1回20分～30分程度）

利用者の安全確保・利用状況の把握のため、巡視を行う。

ア 開放状況巡視（小・中学校）→校庭、体育館を月1回

イ 自由開放巡視（小学校）→校庭を月3回

【巡視内容】

・利用者、利用状況の把握

・利用者への声かけ等実施

ウ 巡視報告書の作成

(7) 利用団体代表者及び利用者への指導並びに指示

開放事業の実施に当たり、学校教育及び学校管理上支障が生じないように、団体の利用登録及び利用許可時等において、各利用団体代表者及び利用者へ施設利用上のルールへの遵守の周知徹底を図る。

(8) 利用状況の報告

ア 日誌の集計・報告

・各利用団体が記入した、日誌の利用人数等について、校庭、体育館、武道場（開放校のみ）の施設ごとに月締めで集計を行う。

・小学校の自由開放日→校庭日誌には必ず「自由開放」と記載し、巡視者氏名、利用人数を記載する。

・耐震工事等で、体育館・校庭の利用のない期間については、その期間の利用が無かったことを分かるように記載する。

・日誌は、月ごとの集計状況を毎月10日までに、前月分をスポーツ振興課へ提出する。

(9) 運営に必要な物品等の調達、修繕及びその他経費の執行

(10) 学校、地域住民、千葉市との連絡調整

(11) その他開放事業の運営に関する事項

3 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、発注者、受注者が協議して決定する。